



円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特例保険料」は、政策支援（下記表1参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利となっています。

●次世代を担う若い農業後継者等に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額()は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者		
②	認定就農者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者 (経営主が農業者年金に加入していないかもしれません)		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

○新規加入者の声



むしろ びら けん いち ろう
蓮平 健一郎さん (財部町南俣)

蓮平健一郎さんは、両親と3人で酪農を営まれています。父親の孝一さんは昨年から経営移譲年金の受給が始まり、健一郎さんが経営主となつたことから、税制上の優遇措置が受けられることや将来ゆとりある老後を送るために加入を決意しましたと話されていました。

○農業者年金受給者の声



くろ き しょう さぶ ろう
黒木 庄三郎さん (財部町北俣)

黒木庄三郎さんは、長年、牛の生産に携わってこられ、現在、老齢年金を受給されています。年金を払う時には大変な時期もあったが、今となれば年金を掛けてきて本当に良かった。

まだまだ元気なので、夫婦2人で牛の生産を頑張っていきたいと話されました。